

令和3年4月9日 美郷町農業委員会会議録

令和3年4月9日午前10時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	13番	木村とも子
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
6番	佐々木定廣	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	鈴木敏夫
8番	細井千代文	17番	高橋正尚
9番	井関一良		

本会委員出席者 17名

2. 欠席委員は次のとおり

なし

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第 1 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午前 1 0 時 3 3 分本委員会の閉会を告げた。

令和3年4月9日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年4月9日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前10時
4. 閉 会 午前10時33分
5. 議事録署名委員 1番 小西嘉之
2番 加藤堅之助

- 議 長 それでは、ただ今から令和3年第4回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 それでは、日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、1番、小西委員、2番、加藤委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第10号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第10号、申請番号8番から9番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号8番、千畑地区の田3筆、6，114㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり、孫の受人へ生前一括贈与となります。対価はありません。
続きまして賃貸借権です。
申請番号9番、千畑地区の田1筆、1，151㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり、受人へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は3年間です。
申請番号8番と9番の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第10号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号8番、9番の2件について、質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号8番、9番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号8番、9番については、原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第10号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に日程第3、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第11号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第11号、申請番号1番から2番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号1番、仙南地区の田2筆、畑1筆、計224㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は住宅の新築を計画しておりますが、住宅建設予定地の周囲は田と水路で囲まれており、緩衝地と雪捨て場が必要となります。面積は雪捨て場、駐車スペース、緩衝地224㎡、総事業費〇〇〇円、全額自己資金で、用地取得費は〇〇〇円です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行令第4条第1項第2号ニ及び農地法施行規則第36条にあります「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合。ただし、申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の面積が3分の1を超えない」に該当すると思われま

す。この案件につきましては、3ページに位置図、4ページに配置図、5ページに平面図、6ページに立面図、7ページに公図を添付しております。申請番号2番、仙南地区の田1筆、2、080㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は現在営業している給油所が老朽化していることから、仙南地区に給油所を新設する計画をしました。面積は給油スペース820㎡、洗車スペース660㎡、構内通路、職員駐車スペース・緩衝地600㎡です。総事業費〇〇〇円、自己資金及び借入金で、用地取得費は〇〇〇円です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第2号にあります「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当すると思われま

す。就業機会の増大に寄与するかどうかについては、当該施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が3割以上であるか否かをもって判断することとなり、その確実性を担保するために、町と雇用協定を結んでおります。なお、毎年従業員の雇用実績を報告してもらうこととしております。この案件につきましては、8ページに位置図、9ページに配置図、10ページ、11ページに立面図、12ページに公図を添付しております。

図面の中で訂正があります。10ページの立面図の中の西側立面図、東側立面図が逆となります。また、北側立面図、南側立面図も逆となりますので訂正をお願いいたします。以上です。

●議 長 議案第11号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、審議に入る前に、転用でございますので、申請番号1番から順次調査の報告をお願いします。

- 9番委員 申請番号1番、2番とも私の案件ですので併せて報告いたします。
 まずは申請番号1番について調査の報告をいたします。渡人、受人ともに会社員であり、当日立ち会うことができないため、〇〇〇さんへ委任状が出されておりました。そのため、3月30日午前8時半頃、〇〇〇さん、鈴木職務代理、事務局職員とともに4人で現地を調査いたしました。調査項目に従い調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。
 次に申請番号2番について調査の報告をいたします。3月30日午前8時頃、渡人、受人である〇〇〇、〇〇〇、鈴木職務代理、事務局職員とともに、6人で現地を調査いたしました。調査項目に従い調査した結果、何ら問題がなかったことを報告します。以上です。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番、2番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 2番委員 申請番号1番についてですが、去年の案件で、住宅部分の転用があったと思いますが、何故一括で申請しなかったのでしょうか。
- 庶務班長 4ページの配置図の中の④部分、建物が建築される部分については、元々雑種地であったところで、農地ではなかった場所です。
 雑種地④の周りの農地①から④までについては、農振除外の事前協議案件であった部分です。
- 2番委員 わかりました。
- 議 長 暫時休憩します。 午前10時12分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前10時16分
- 議 長 ほかに質疑ございますか。
 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番、2番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番、2番については、原案のとおり決しました。よって日程第3、議案第11号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。
- 議 長 次に日程第4、議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第12号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第12号、申請番号25番から38番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
 始めに所有権移転です。
 申請番号25番、千畑地区の田2筆、2,754㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は合作となっており、耕作不便を解消するため農地を売買することになりました。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきまして

は、資料1ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥、粃摺りは委託しております。

申請番号26番、千畑地区の田2筆、1, 994㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は父が亡くなり相続しましたが、耕作できないため受人へ売買するものです。総額〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号27番、千畑地区の田1筆、2, 069㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は自分では耕作できず、離農するため受人へ売買するものです。10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号28番、仙南地区の田2筆、2, 790㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。公社特例事業で、渡人から公社を経由して受け手へ売却するものです。渡人は耕作できなくなったため、農地を売買することとしました。残りの農地は横手市分で、こちらも売買する予定です。買い受け予定者は〇〇〇さんです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は6月15日を予定しております。

申請番号29番、仙南地区の田3筆、2, 704㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。こちらも公社特例事業で、渡人から公社を経由して受け手へ売却するものです。渡人は耕作できないので、これまで耕作していた方へ農地を売買することとしました。買い受け予定者は〇〇〇さんです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は6月15日を予定しております。

続きまして貸借権設定です。

申請番号30番、千畑地区の田3筆、5, 000㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該地を賃貸借しておりましたが、これまで耕作していた方が耕作できなくなったため、受人へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。トラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥、粃摺りは委託しております。

申請番号31番、千畑地区の田1筆、123㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請番号31番との合作地となっていることから、賃貸借の理由は同じです。

申請番号32番、仙南地区の田2筆、12, 087㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり耕作できなくなったことから、受人へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号33番、千畑地区の田3筆、8, 490㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は父が亡くなり人手が足らず、耕作できなくなっ

たため、規模を縮小したいことから受人が耕作することになりました。10 aあたり〇〇〇円で期間は5年間です。受人の経営状況につきましては資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号34番、千畑地区の田2筆、1,610㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで耕作していた受人が引き続き耕作することとなり、契約することとなりました。10 aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号35番、六郷地区の田7筆、6,559㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。総額〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号36番、仙南地区の田4筆、7,369㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10 aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては資料8ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号37番、六郷地区の田1筆、仙南地区の田8筆、計12,407㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10 aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号38番、仙南地区の田3筆、6,387㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10 aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。

申請番号25番から38番までについては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第12号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号25番から38番までの14件について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 11番委員 申請番号32番についてですが、賃貸借料が高いため、わかる範囲内で内訳について説明をお願いいたします。
- 庶務班長 申請番号32番についてですが、こちらの金額については相対で決まったもので、受人は親戚の方ということです。昨年、作況調査で仙南の元役場庁舎前の田を見ていただきましたが、そちらの所有者の方です。この契約は別の耕作していない田を受けてくださるということで、お互い相談し、相対で決めた金額となります。
- 12番委員 私が調査いたしました。金額については高いのではないかと受け手の方に確認いたしました。お互いその金額で納得しているので良いということでした。以上です。
- 議 長 よろしいでしょうか。
- 11番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございますか。

- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号25番から38番までについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号25番から38番までについては、原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第12号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第5、議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第13号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第13号について、申請番号115番から121番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
- 申請番号115番から121番までについては、農地中間管理事業による貸借権設定です。いずれも期間は本年5月1日から令和13年4月30日までの10年間です。
- 申請番号115番、六郷地区の田13筆、4,121.40㎡、出し手は〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号116番、六郷地区の田11筆、24,590㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号117番、千畑地区の田1筆、2,003㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号118番、六郷地区の田3筆、仙南地区の田2筆、計7,638㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号119番、仙南地区の田2筆、3,537㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号120番、千畑地区の田4筆、六郷地区の田4筆、計15,998㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号121番、仙南地区の田10筆、24,856㎡、出し手は〇〇〇さんです。使用貸借で、受け手は〇〇〇さんです。
- 申請番号115番から121番までの7件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第13号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号115番から121番までの7件について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号115番から121番までについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号115番から121番までについて

は原案のとおり決しました。よって日程第5、議案第13号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和3年第4回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前10時33分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和3年4月9日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 小 西 嘉 之

議事録署名委員 加 藤 堅 之 助